

## ◎国立国会図書館法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第一〇号) (衆)

### 一、提案理由 (平成一九年三月二七日・衆議院本会議)

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国における情報提供の方法が多様化している状況を踏まえ、日本国内で刊行された出版物の目録である全国書誌の提供方法を見直すとともに、出版物の寄贈を行った発行者等に対する全国書誌の送付事務を廃止し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院議院運営委員長報告 (平成一九年三月二八日)

○市川一朗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における情報提供の方法が多様化している状況を踏まえ、日本国内で刊行された出版物の目録の提供方法を見直すとともに、出版物の寄贈を行った発行者等に対して目録を送付する事務を廃止し、併せて所要の経過措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。